

弘福寺（川原寺）の十二神将立像について

大河内 智 之

はじめに

- 一、十二神将立像の詳細
- 二、十二神将立像の造像時期

1、当初部分と修理痕跡の把握

2、表現と形式の特徴

3、奈良時代後期～平安時代初期の神将形像との比較

- 三、薬師如来立像・十二神将立像の伝来について

1、薬師如来立像の詳細

2、史料にみる弘福寺（川原寺）の薬師如来と十二神将

3、弘福寺（川原寺）における薬師悔過と伊予親王慰霊

おわりに

はじめに

古代寺院川原寺は南北三三三m、東西二五〇mに寺域が及ぶ大寺で、創建時

期については諸説あるが、伽藍下層に玉石積みの暗渠が確認されており、齊明天皇の飛鳥川原宮を寺院となしたとする『扶桑略記』齊明天皇元年（六五五）

天皇の飛鳥川原宮を寺院となしたとする『扶桑略記』齊明天皇元年（六五五）

一〇月の記事を裏付ける。『日本書紀』天武天皇二年（六七四）三月条には日本最初の一切経が当寺で書写されたことが記され、このころまでには一塔一金堂と講堂が並び立つ川原寺式伽藍が完成していたとみられる。文献上では早くから弘福寺とも記される。

現在、川原寺は弘福寺ぐふくじを宗教法人名として真言宗豊山派に属し、古代の中金堂跡に本堂と庫裏等が建つ。本堂内陣須弥壇上に本尊の十一面観音立像（像高六六・二cm、頭部のみ鎌倉時代前期、体部は江戸時代）を安置し、その両脇壇には、平安時代前期、九世紀後半の造像と推定される像高約二mの持国天立像・多聞天立像（重要文化財）が並ぶ。この二体は明治三四年（一九〇一）に古社寺保存法による国宝指定を受けており、日本の文化財保護の黎明期から把握され、評価されてきた仏像といえる。

この同じ本堂内に安置される十二神将立像については、それぞれ朽損が進んで後補部材も多く、これまでに評価の機会に恵まれなかったが、平成二三年（二〇一一）に奈良県立万葉文化館にて開催された特別展『大飛鳥展』にて初めて公開され、先の持国天立像・多聞天立像と同時期の、平安時代前期、九世紀後半ごろに遡る作例とする評価が示された。¹

筆者はその後、平成二九年（二〇一七）と令和五年（二〇二三）にこれら群像の調査を行う機会を得て、造像時期についての再検討の必要性とともに、現

存する木彫十二神将像の最古例として詳細情報が広く共有されるべき重要作例と考えるに至った。

本稿では各像の詳細と図版を提示し、造像時期について検討を行った上で、従来未紹介であった中尊の薬師如来立像についても取り上げ、これら群像の弘福寺における伝来を確認することとしたい。なお、本文中での寺名について、所蔵者名は弘福寺とし、史料上に川原寺とある場合は川原寺表記も用い、弘福寺（川原寺）の表記も併用する。また図版については稿末にまとめて掲載しているので参照されたい。

一、十二神将立像の詳細

はじめに弘福寺十二神将立像の詳細について確認する。各像の名称については寺内における現状での呼称を用いる。

(一) 法量（像高以外の法量は別表を参照）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| ①子神像 | 六一・七 cm | ②丑神像 | 五九・七 cm |
| ③寅神像 | 六二・五 cm | ④卯神像 | 六〇・三 cm |
| ⑤辰神像 | 五九・三 cm | ⑥巳神像 | 五九・六 cm |
| ⑦午神像 | 六二・九 cm | ⑧未神像 | 五八・五 cm |
| ⑨申神像 | 五九・三 cm | ⑩酉神像 | 五四・〇 cm |
| ⑪戌神像 | 六一・七 cm | ⑫亥神像 | 五八・二 cm |

(二) 形状

①子神像（図1）

頭部に冑をかぶる。冑は眉庇を設け、鍔は側面から後方にかけて大きく二段

折り返す。頂部と前方に円形金具をあらわす。瞋目し、口をへの字に閉じる。鱗袖衣、袴、裙を着ける。肩甲・下甲・表甲・胸甲・襟甲を付ける。襟甲正面はW字状として中央に菊座形留金具を表す。前盾・籠手・脛当を付ける。甲縮具で甲を締め、腰帯を巻き、天衣を懸ける。袴を膝下で脛当てに納め、沓を履く。顔を右に振り、左手は屈臂して掌上にして五指を伸ばす。右手は振り上げて持物（亡失）を執る。腰を左に捻り、右脚を斜め前に出して、岩座上に立つ。

②丑神像（図2）

頭部に冑をかぶる。冑は眉庇を設け、正面と左右の三か所に前立を立てる。耳付近で紐一条を巡らせ、側面から後方にかけて鍔をあらわす。瞋目し、左目をすがめ、口をへの字に閉じる。鱗袖衣、袴、裙を着ける。下甲・表甲・胸甲・襟甲・前盾・籠手・脛当を付ける。襟甲に菊座形留金具を表す。甲縮具で甲を締め、腰帯を巻き、天衣を懸ける。袴を膝下で脛当てに納め、沓を履く。顔をかしげて右に振り、左手は屈臂して五指を握って腰に当てる。右手は屈臂して持物（亡失）を執る。腰を左に捻り、右脚を斜め前に出して、岩座上に立つ。

③寅神像（図3）

双髻（元結紐一条）を結び、髪際をまばら彫りとし、地髪部は一段彫り窪め、平彫りとする。天冠台は幅広の無文帯とし、両耳上で屈折する。目を見開き、口を閉じる。髭を表すか。鱗袖衣、袴、裙を着ける。下甲・表甲・胸甲・襟甲・前盾・籠手・脛当を付ける。甲縮具で甲を締め、腰帯を巻き、天衣を懸ける。袴は膝下で縛って裾が脛当てに懸かり、沓を履く。顔は正面を向き、左手は屈臂して五指を伸ばして前にかざす。右手は屈臂して腰に当て持物（亡失）を執る。両脚をやや開いて岩座上に直立する。

④卯神像（図4）

頭部に冑をかぶる。冑は眉庇を設け、正面と左右の三か所に前立を立てる。耳付近で紐一条を巡らせ、側面から後方にかけて鍔をあらわす。瞋目し、口を

への字に閉じる。鱧袖衣、袴、裙を着ける。下甲・表甲・胸甲・襟甲・前盾・籠手・脛当を付ける。甲締具で甲を締め、腰帯を巻き、天衣を懸ける。袴を膝下で脛当てに納め、沓を履く。顔を右に振り、左手は垂下して手先をやや内に捻って五指を握り、右手は屈臂して腰前で持物（亡失）を執る。右脚に重心を置き、左脚を斜め前に出して、岩座上に立つ。

⑤辰神像（図5）

頭部に冠をかぶり、前方に冠飾を立てて中央に「王」字を刻出する。開目し、口をへの字に閉じる。鱧袖衣、袴、裙を着ける。下甲・表甲・胸甲・襟甲・前盾・籠手・脛当を付ける。甲締具で甲を締め、腰帯（ベルト）を巻き、天衣を懸ける。袴は膝下で縛って裾が脛当てに懸かり、沓を履く。顔を右に振り、左手は屈臂して五指を握って腰に当てる。右手は屈臂して持物（亡失）を執る。右脚に重心を置き、左脚を斜め前に出して、岩座上に立つ。

⑥巳神像（図6）

単髻を結う。炎髪をあらわす。開目、開口する。鱧袖衣、袴、裙を着ける。下甲・表甲・胸甲・襟甲・前盾を付け、獅嚙を表す。籠手・脛当を付ける。甲締具で甲を締め、腰帯を巻き、天衣を懸ける。袴は膝下で縛って裾が脛当てに懸かり、沓を履く。顔を左に向け、左手は屈臂して五指を握って腰に当てる。右手は屈臂して振り上げ持物（亡失）を執る。腰を左に捻り、右脚を横に向け、岩座上に立つ。

⑦午神像（図7）

単髻を結い（元結紐一条）、前方に馬頭を表す。地髪部まばら彫り。目をややすがめ、開口する。窄袖、大袖衣、鱧袖衣、袴、裙を着ける。下甲・表甲・胸甲・襟甲・前盾・脛当を付ける。甲締具で甲を締め、腰帯を巻き、天衣を懸ける。袴を膝下で脛当てに納め、沓を履く。左手は腰に当てる構え、右手は屈臂して振り上げ戟を執る。腰を右に捻り、左脚を斜め前に出し、岩座上に立つ。

⑧未神像（図8）

単髻を結い、前方に羊頭を表す。炎髪、天冠台（列弁帯）をあらわす。開目、開口する。大袖衣、鱧袖衣、袴、裙を着ける。下甲・表甲・胸甲・襟甲・前盾・籠手・脛当を付ける。腰帯（ベルト）を巻き、天衣を懸ける。袴は膝下で縛って裾が脛当てに懸かり、沓を履く。顔をやや右に向け、左手は屈臂して五指を握って腰に当てる。右手は垂下して手先を内に曲げ、持物（亡失）を執る。右脚に重心を置き、左脚を横に向け、岩座上に立つ。

⑨申神像（図9）

髻を欠失する。炎髪を表す。瞋目し、口を閉じる。鱧袖衣、袴、裙を着ける。下甲・表甲・胸甲・襟甲・前盾・籠手・脛当を付ける。甲締具で甲を締め、腰帯を巻き、天衣を懸ける。袴を膝下で脛当てに納め、沓を履く。顔は正面を向き、左手は屈臂して前方に向けて持物（亡失）を執り、右手は屈臂して肩前で持物（亡失）を執る。両脚をやや開いて岩座上に直立する。

⑩酉神像（図10）

頭部に胃をかぶる。胃は頭頂に鶏を表した八間兜で、眉庇を設け、後方に鏡をあらわす。瞋目し、口を閉じる。鱧袖衣、袴、裙を着ける。下甲・表甲・胸甲・襟甲を付け、背面に獣皮を着ける。前盾・籠手・脛当を付ける。甲締具で甲を締め、腰帯を巻き、沓を履く。左手は屈臂して腰に構え、右手は振り上げて矢を執る。腰を左に捻り、右脚を斜め前に出して、岩座上に立つ。

⑪戌神像（図11）

単髻を結う。炎髪をあらわす。天冠台（幅広の無文帯）をあらわす。瞋目、開口する。鱧袖衣、袴、裙を着ける。下甲・表甲・胸甲・襟甲・前盾・籠手・脛当を付ける。腰帯（ベルト）を巻き、天衣を懸ける。袴を膝下で脛当てに納め、沓を履く。顔をかしげて左に向け、左手は屈臂して五指を伸ばして腰に当てる。右手は屈臂して振り上げ長柄の斧を執る。左脚に重心を置き、右脚を曲

げて右前に向け、岩座上に立つ。

⑫亥神像 (図12)

髻を亡失する。髮際に毛筋を表して地髪部は平彫りとする。天冠台は幅広の無文帯とし、両耳上で屈折する。瞋目し、口を閉じる。鱗袖衣、袴、裙を着ける。正面では胸板と草摺状の甲を付け、背面では下甲・表甲を付ける。籠手・脛当を付ける。胴部を甲締具で締め、腰に帯を付け、天衣を懸ける。袴は膝下で縛って裾が脛当にて懸かり、沓を履く。左手は屈臂して掌を上に向けて五指を伸ばす。右手は屈臂して腰に当て持物(亡失)を執る。右脚を斜め前に出して岩座上に立つ。

(三) 品質構造

①子神像

頭体通して針葉樹(カヤ)の一枚から左手肘までを含み一枚より彫出し、内削りを施さない。木心は前方にはずす。胄右方の縁部に別材を短く。左手は袖、手先を含む前膊を短く(後補)、右手は袖を含む上膊(後補)、手先を含む前膊(後補)を別材製とする。右腰部の天衣遊離部別材製(後補)。右足先(新補)、左足先(後補)、両足の柄(新補)を別材製とする。像表面は白土下地が一部残り、彩色は剥落する。後補部材は胡粉下地を施し古色仕上げ。台座は広葉樹の自然木を用い、左方に一枚を短く。簡略な彩色を施す。

②丑神像

頭体通して針葉樹(カヤ)の一枚から彫出し、内削りを施さない。木心は前方にはずす。胄頂部に飾りを設ける(亡失)。鼻先に別材を短く(後補)。両手とも袖を含む上膊(後補)、手先を含む前膊(後補)を別材製とする。右足膝から地付きに至る外側部に一枚を短く。両足先(後補)、両足の柄(後補)を別材製とする。背面上部背受別材製。像表面は白土下地が一部残り、彩色は剥

落する。後補部材は胡粉下地を施し古色仕上げ。台座は広葉樹の自然木を用い、簡略な彩色を施す。

③寅神像

頭体通して針葉樹(カヤ)の一枚より彫出し、内削りを施さない。木心は背面にはずす。両手とも袖を含む上膊(後補)、手先を含む前膊(後補)を別材製とする。背面腰から下に薄板材を短く寄せ(亡失)、裙裾に一枚を短く(後補)。両足先(後補)を別材製とし、両足の柄は体幹部に挿込む材(後補)に補材(新補)を短く寄せる。像表面は白土下地が一部残り、彩色は剥落する。後補部材は胡粉下地を施し古色仕上げ。台座は広葉樹の自然木を用い、簡略な彩色を施す。

④卯神像

頭体通して針葉樹(カヤ)の一枚より彫出し、内削りを施さない。木心は右前方にはずす。両手とも袖を含む上膊(後補)、手先を含む前膊(後補)を別材製とする。両脚部間中央の裾部に小材を一枚短く(後補)。右足先(後補)、左足先(新補)、両足の柄(新補)を別材製とする。像表面は白土下地が一部残り、彩色は剥落する。後補部材は胡粉下地を施し古色仕上げ。台座は広葉樹の自然木を用い、簡略な彩色を施す。

⑤辰神像

頭体通して針葉樹(カヤ)の一枚から右肘までを含んで彫出し、内削りを施さない。木心は右前方にはずす。宝冠は彫り直しか(当初形態不明)。面部中央、左右の眉から唇にかけて別材(後補)を短く、左耳(後補)、右耳朶(後補)を別材製とする。左手は袖を含む上膊(後補)、手先を含む前膊(後補)を別材製とし、右手は手先を含む前膊を短く(後補)。裙裾の左端に別材を短く。左足脛部と右足脛部内側に別材を短く(後補)、両足先(後補)と柄(新補)を別材製とする。像表面は白土下地が一部残り、彩色は剥落する。後補部材は胡粉下地を施し古色仕上げ。台座は広葉樹の自然木を用い、背面に棒状の材を

矧ぎ、底に框を設ける。簡略な彩色を施す。

⑥ 巳神像

頭体通して針葉樹（カヤ）の一材より彫出し、内刳りを施さない。木心は左方にはずす。面部中央、炎髪と両目、鼻下にかけて別材を矧ぎ（後補）、両耳を別材製とする。左胸部に一材を寄せる（後補）。両手とも袖を含む上膊（後補）、手先を含む前膊（後補）を別材製とする。腹部の獅嚙（後補）、腰下を渡る天衣左方に別材を矧ぐ（後補）。右腰部天衣遊離部別材製。右足脛部（新補）、足先部（新補）、左足先（後補）、両足の柄（新補）を別材製とする。像表面は白土下地が一部残り、彩色は剥落する。後補部材は胡粉下地を施し古色仕上げ。台座は広葉樹の自然木を用い、簡略な彩色を施す。

⑦ 午神像

厚い彩色により構造の詳細を見極めがたいが、頭部前後二材製として内刳りを施して玉眼を嵌入し、首柄挿とすると見られる。髻、馬頭別材製。体部は前後二材製とするか。両手は肩、肘、手首で矧ぐ。足先部、天衣遊離部、持物別材製。表面は胡粉下地を施し彩色仕上げ。台座、光背はそれぞれ複数の材を矧ぎ寄せ、彩色仕上げとする。

⑧ 未神像

頭体通して右袖までを含んで針葉樹（カヤ）の一材より彫出し、内刳りを施さない。木心は前方にはずす。面部に別材を矧ぎ（後補）、動物標識を別材製とする（後補）。右耳別材製（後補）。左胸の胸甲別材製。左手は袖を含む上膊（後補）、手先を含む前膊（後補）を別材製とし、右手先（後補）別材製。前盾上端部別材製（後補）。両足脛部より下は木屎漆にて成形し（新補）、右足先（後補）、左足先（新補）、両足の柄（新補）を別材製とする。像表面は白土下地が一部残り、彩色は剥落する。後補部材は胡粉下地を施し古色仕上げ。台座は広葉樹の自然木を用い、簡略な彩色を施す。

⑨ 申神像

頭体通して左手袖部を含んで針葉樹（カヤ）の一材より彫出し、内刳りを施さない。木心は前方にはずす。面部左方の炎髪から顎、耳までを別材製とする。鼻先別材製。左手は袖を含む上膊（後補）、手先を含む前膊（後補）を別材製とし、右手は手先を含む前膊を別材製とする。裙裾に一材を矧ぐ（後補）。左足先（後補）及びマチ材（新補）、右足先（新補）、左足柄（後補）を別材製とする。右足柄は体幹部材と共木。像表面は白土下地が一部残り、彩色は剥落する。後補部材は胡粉下地を施し古色仕上げ。台座は広葉樹の自然木を用い、簡略な彩色を施す。

⑩ 酉神像

頭体通して広葉樹の一材から足先まで含んで彫出し、内刳りを施さない。動物標識別材製。両手とも袖を含む上膊、手先を含む前膊を別材製とし、持物別材製。足柄（新補）を別材製とする。台座は広葉樹の自然木を用い、簡略な彩色を施す。

⑪ 戌神像

頭体通して針葉樹（カヤ）の一材より彫出し、内刳りを施さない。木心は前方にはずす。面部に別材を矧ぐ（後補）。両手とも袖を含む上膊（後補）、手先を含む前膊（後補）を別材製とする。腹前を渡る天衣（後補）、右腰の天衣遊離部（後補）別材製。右足脛部外側に別材を矧ぐ（後補）。両足先（後補）、両足柄（新補）を別材製とする。像表面は白土下地が一部残り、彩色は剥落する。後補部材は胡粉下地を施し古色仕上げ。台座は広葉樹の自然木を用い、簡略な彩色を施す。

⑫ 亥神像

頭体通して針葉樹（カヤ）の一材より彫出し、内刳りを施さない。木心は像中央に籠める。鼻先別材製（後補）。体部前面に首下から股下に及ぶ一材を矧

ぐ（後補）。両手とも袖を含む上膊（後補）、手先を含む前膊（後補）を別材製とする。持物別材製。左腰部に小材を矧ぐ。天衣遊離部別材製。両足先（後補）、両足柄別材製（後補）。像表面は白土下地が一部残り、彩色は剥落する。後補部材は胡粉下地を施し古色仕上げ。台座は広葉樹の自然木を用い、簡略な彩色を施す。

（四）保存状態

①子神像

胄右方の縁部、左手前膊（手先含む）、右上膊（袖含む）、前膊（手先含む）、右腰部天衣遊離部、左足先、台座、以上後補。右足先、両足柄、以上新補。胄の左方下縁部、右手全指、裙背面の下端中央、以上欠失。左腰部天衣遊離部、持物、以上亡失。彩色剥落。

②丑神像

鼻先、両手上膊（袖含む）、前膊（手先含む）、右足膝下外側部材、両足先、両足柄、台座、以上後補。胄の下縁部欠失。胄頂飾り、天衣遊離部、持物、以上亡失。背面腰から裾にかけて朽損甚大。彩色剥落。

③寅神像

両手上膊（袖含む）、前膊（手先含む）、裙裾、両足先、両足柄の一部、台座、以上後補。両足柄の後補材に取り付ける各材、新補。背面腰下の薄板材、天衣遊離部、持物、以上亡失。彩色剥落。

④卯神像

両手上膊（袖含む）、前膊（手先含む）、両脚間中央裙部小材、右足先、台座、以上後補。左足先、両足柄、以上新補。胄の後方下縁部欠失。天衣遊離部、持物、以上亡失。頭頂部、背面全体にかけて朽損甚大。彩色剥落。

⑤辰神像

面部の補材、左耳、右耳朶、別材製とする。左手前膊（手先含む）、右上膊（袖含む）、前膊（手先含む）、裙裾左端、左足脛部、右脚脛部、両足先、台座、以上後補。両足柄、新補。冠部彫り直しあり。天衣遊離部、持物、以上亡失。背面全体に朽損甚大。彩色剥落。

⑥巳神像

面部の補材、両耳、左胸部小材、両手上膊（袖含む）、前膊（手先含む）、獅嚙、腰下を渡る天衣、右腰部天衣遊離部、右脚先、台座、以上後補。右足脛部、右足先、両足柄、以上新補。左腰天衣遊離部、持物、以上亡失。髻から後頭部、背面全体、正面胸下、右脇、両脚部にかけて朽損甚大。彩色剥落。

⑦午神像

良好。

⑧未神像

面部の補材、動物標識、右耳、左胸甲部、左上膊（袖含む）、前膊（手先含む）、右手先、前盾上端部、右足先、台座、以上後補。両足脛部木屎成形、左足先、両足柄、以上新補。天衣遊離部、持物、以上亡失。髻、背面全体、右腕、朽損甚大。彩色剥落。

⑨申神像

面部左方の補材、鼻先、左上膊（袖含む）（後補）、前膊（手先含む）、右前膊（手先含む）、裙裾部、左足先、左足柄、台座、以上後補。左足柄マチ材、右足先、以上新補。髻、天衣遊離部、持物、以上亡失。額中央が欠損し、頭部、背面肩から腰上にかけて朽損甚大。彩色剥落。

⑩酉神像

足柄新補。

⑪戌神像

面部補材、両手上膊（袖含む）、前膊（手先含む）、腹前を渡る天衣、右腰天

衣遊離部、右足脛部外側、両足先、以上後補。両足柄、新補。左腰天衣遊離部、持物、以上亡失。頭部正面、体部前面、朽損甚大。彩色剥落。

⑫亥神像

鼻先、体部前面材、両手上膊（袖含む）・前膊（手先含む）、左腰部小材、天衣遊離部、両足先、両足柄、台座、以上後補。彩色剥落。髻、持物、以上亡失。背面全体朽損甚大。彩色剥落。

(五) 銘記

①子神像

台座底面墨書「川原村／十二神座 栄長／弘福寺」(図13-1)

台座側面墨書「再興施主／川原村□右衛門六十四才／子ノ年為家内安全／現當

二世安楽」(図13-2)

②丑神像

台座底面墨書「川原村／十二神將座栄長／弘福寺」

台座側面墨書「うし」

③寅神像

台座底面墨書「左」

台座墨書側面墨書「虎」

④卯神像

台座底面墨書「川原村／十二神御座栄長／弘福寺」

台座側面墨書①「再興施主／川原村九助六十三才／卯ノ年現當二世／子孫繁昌

祈処」(図13-3)

台座側面墨書②「卯」

⑤辰神像

台座上面墨書「□□／弘福寺□□／六月□□」

台座背面墨書「辰／左」

台座底部貼付板墨書「昭和五十二年四月吉日／奉御修理 十二神將ノ内 十一 軀ノ足首欠損のため現状維持／修理をした。／南都仏工 中西盛土」

⑥巳神像

台座底面墨書「川原村／十二神御座 栄長／弘福寺」

台座側面墨書「左」

⑧未神像

台座底面墨書「正徳二壬辰年六月吉日／十二神將座／再興／栄長／高市郡川原村弘福寺」(図13-4)

⑨申神像

左足柄前面墨書「申」

⑩酉神像

台座側面墨書「とり」

⑪戌神像

台座底面墨書「川原村／十二神將座栄長／弘福寺」

台座背面墨書「馬」

⑫亥神像

台座底面墨書「川原村／十二神御座栄長／弘福寺」

台座側面墨書「い」

一、十二神將立像の造像時期

1、当初部分と修理痕跡の把握

弘福寺十二神將立像は、一二軀のうち二軀(⑦午神像・⑩酉神像)を後補と

するものの、残りの一〇軀についてはそれぞれ修理の手が入るが頭体の根幹部の用材（カヤ）や表現は一致し、一具同作と判断される。

ほとんどの像が両腕を後補としており（①子神像が左手肘まで、⑤辰神像が右手肘まで、⑧未神像が右手手首まで当初部材を残す）、面部については⑤辰神像・⑥巳神像・⑧未神像・⑨申神像（左半分）・⑪戌神像が後補となつて、また前面あるいは背面に朽損が大きくみられるものがあるが（②丑神像・④卯神像・⑤辰神像・⑥巳神像・⑧未神像・⑨申神像・⑪戌神像・⑫亥神像）、堅木による内割りを施さない一木造という強固な構造によって、根幹部材が維持されている。⑨申神像の右脚柄が体幹部材と共木であり、当初から台座を別材製としていたものとみられる。

各像の修理の時期は痕跡からは次のように把握される。

I、⑫亥神像の体部前面、⑥巳神像の右耳や左胸甲部を補作した時期
（鎌倉時代か）

II、⑦午像をのぞく各像の面部や両腕等の補作及び⑩酉像を補った時期

（室町時代後期～江戸時代初期ごろか）

III、各像台座を補った時期（正徳二年（一七一二））

IV、脚部や足柄を修理・補作した時期（昭和五二年（一九七七））

後述するが弘福寺では『玉葉』建久二年五月二日条に「東寺末寺川原寺焼失事」とあつて大規模な火災が確認され、また一六世紀中にも火災があつて（「午年諸寺参詣記」）、I、IIはそれぞれの火災と関係する可能性がある。IIの修理前状況を各像の朽損部から推測すると、多くは脚部が破損して自立できず横倒しの状態となり、像ごと程度差があるが腐朽や朽損が進んでいたと見られる。破損後しばらく放置されていた時期があるようである。

IIの修理によって面部や腕部、足先等欠失・亡失部を補い、おそらく台座も補つて自立させ、各像朽損の進行を止める大きな効果があり、本群像の継承の

上において意義ある事業であつたといえる。なお同寺の持国天立像・多聞天立像の両腕も同時期に同じ仏師により補作されている。

近代期における十二神将立像のようすをうかがえる資料として、奈良県立図書館所蔵の「高市郡甲 奈良県宝物及貴重品台帳進達書」（奈良県庁文書、I.M.4582）に記載される「宝物及貴重品台帳／高市郡高市村川原／弘福寺」がある。これは大正元年（一九一二）二月七日に住職扇谷専念から県へ進達された台帳で、本尊十一面観音像以下什宝物の詳細を記載するが、この時すでに国宝指定され奈良帝室博物館に出陳されていた持国天・多聞天に続いて十二神将の記載があり、「番号 四／種類 仏体／名称 十二神将／員数 拾壹／品質 木心／形状 立像／寸尺 貳尺七寸／重量 約壹貫五百匁／作者伝来 寺伝弘法大師」の各情報が見られた上で、一一軀が二段に並ぶ古写真が添付される（図14）。この写真により、先の記載では詳細が分からなかつた欠けている一軀が⑦午神像であることが把握される。江戸時代後期ごろの作と想定される同像は、大正元年以降に追加されたとみられる。古写真を現状の十二神将立像の姿と比べると、天衣の有無や、足先が失われたり外れているもの、別像の腕部材が取り付けられているものがあり、台座も入れ替わっている。これらの処置はIVの修理の際に行われたと見られる。

このように破損と修理を繰り返して、⑦午神像・⑩酉神像を後から補いながらも伝来してきた十二神将立像であるが、一方でこれらの修理箇所により造像当初の表現は把握しづらくなつていて、このことが長く本群像の学術的評価が定まらなかつた要因ともなつてきた。次節では、ここに確認した当初部分の表現からその特徴を確認していきたい。

2、表現と形式の特徴

全像を通じて、それぞれ頭部の比率が大きい太造りの体型（およそ四頭身）であるが、①子神像・②丑神像・③寅神像・④卯神像・⑫亥神像の面部は、顎が張った輪郭に小ぶりの鼻口を配して、誇張の少ない整った憤怒相を示す。肉身部は細やかな抑揚表現により弾力ある肌の質感を伴っている。各像ともに甲締具と腰帯で絞った体軀の分節は明瞭で、胸回りや腰回りに厚みがあり、背中の筋肉も隆起して充実した量感を示し、甲冑の内側の肉身は引き締まった印象である。動勢は控えめであるが、革鎧も身体の動きに連動して破綻が少なく、ゆるみのない緊張感ある立ち姿を見せている。

面相表現は静謐で整いが怒りを抑えた風貌の③寅神像と⑫亥神像が特に優れ、①子神像と⑨申神像が次に優れ、②丑神像と④卯神像がそれに次ぐもので、こうした表現の違いから製作者の手は複数に及ぶ。

形式面では、各像とも下甲・表甲・胸甲・襟甲・前盾からなる唐式甲制とし、冑を付ける像（①子神像・②丑神像・④卯神像）、髻を結う像（③寅神像・⑥巳神像・⑧未神像・⑨申神像・⑪戌神像）、炎髪を表す像（⑪戌神像）を分ける。胴部を締める甲締具は像ごとに構成と形状をわずかに違い、腰帯も紐（①子神像・②丑神像・③寅神像・④卯神像・⑥巳神像・⑨申神像・⑫亥神像）とベルト（⑤辰神像・⑧未神像・⑩戌神像）で分け、袴裾の処理も膝下で脛当てに納めるもの（①子神像・②丑神像・④卯神像・⑨申神像・⑪戌神像）と、膝下で縛り脛当ての外に端を懸けるもの（③寅神像・⑤辰神像・⑥巳神像・⑧未神像・⑫亥神像）を意図的に混ぜる。

革鎧の装飾については抑制的で、前楯の上下のどちらかを三山形にするもの（③寅神像・④卯神像・⑤辰神像・⑨申神像）があるほかはシンプルな形で、胸甲内は左右中央に六角菱形の飾りを表す像（③寅神像〔上下に尖る〕）、⑨申神像（左右に尖る）、二重円相を表す像（⑥巳神像）、円に十字文を表す像（⑧未神像）、革ベルトを表す像（①子神像・⑤辰神像）、何も表さない像（②丑神

像・④卯神像）がある。像ごとに変化させる傾向はここにもみられる。

動勢は直立する像（③寅神像・⑨申神像）、右足を前に出し正面を向く像（⑫亥神像）、右足を前に出し右を向く像（①子神像・②丑神像）、右足を前に出し左を向く像（⑥巳神像・⑪戌神像）、左足を前に出し右を向く像（④卯神像・⑤辰神像・⑧未神像）となり、直立像二軀、右足を出す像五軀、左足を出す像三軀となつて、こちらも意図的に表現を違えている。失われた二軀は左足を出していたか、とも推測される。

こうした形式面と各像の動勢を確認すると、群像の表現が単調とならないように綿密に構成されていることが理解される。造像にあつた工人は作風の違ひから複数人に及び、一定の規模の工房が製作に関わっているものと理解される。

なお十二神将としての図像的特徴は、当初の腕や持物がほぼ残存しないため検討することが難しいが、直立する像が二軀含まれることは特徴的である。玄朝様や定智本ほかの図像集においては、明確に直立している図像は見いだせないが（興福寺板彫十二神将像のうち因達羅像は直立に近いが左に大きく首を傾け左肩も上げる）、実作例としては福岡市美術館十二神将像のうち酉神立像や栄山寺十二神将像のうち戌神立像など中世〜近世の作例中に見られ、そうした図像の源流がかなり早くにあることをうかがわせる。

この点において、十二神将像の最古例である奈良時代造像の新薬師寺像でも、ほぼ直立に近い立ち姿の像として珊底羅大将立像があり（ただし頭部を左にかしげる）、摩虎羅大将立像もわずかに腰を捻るが直立に近い。他は右足を前に出す像が四軀、左足を前に出す像が五軀で（もう一軀は補作）、傾向が一致する可能性がある。なお、②丑神像は右下を向いて左目だけをすがめており、矢を手執つてそれを見つめている姿（新薬師寺では頗羅大将立像）に復元が可能であろう。

3、奈良時代後期～平安時代初期の神将形像との比較

本群像の造像時期については、弘福寺の持国天立像(図15・像高一九三・四cm)・多聞天立像(図16・像高一九四・八cm)を聖宝(八三二～九〇九)が弘福寺別当であったころの九世紀後半の造像と捉え、その存在を前提に十二神将像についても「聖宝時代の一木彫の伝統を考慮するべきもの」とする見解が提示されている。³⁾

この持国天立像・多聞天立像は頭体通して台座を含めて一木より彫出し、目を見開いて激しく怒る頭部は小さく、首は肩に埋まり、胴を強く絞って腰下ですらりと伸びる長身の姿で、聖宝が東寺二の長者となった寛平七年(八九五)以降の造像とされる東寺四天王立像(焼損)とも表現に通じるところがある。³⁾ 像高の差があるとはいえ、十二神将立像の短軀や誇張の少ない憤怒の表情とは大きなへだたりがある。

文献で把握される聖宝の造像に関わる事績は、弘福寺丈六檀像十二面観音像や東大寺中門の二丈二天王像、現光寺丈六弥勒像など巨大な作例が多く、現存する東寺千手観音立像(焼損)にそのあり方をうかがえる(約二丈)。当然小像の造像があったことは否定されないが、聖宝周辺における明確な小像の事例が不明である現状においては、その作風を本十二神将像の様式を含むものとみなすことはできない。改めて本像様式を他像と比較して、その造像時期を検討する必要がある。

本十二神将像の特徴である頭部の比率が大きく、腹部や腰回りの肉付きが豊かで重量感がある短軀の体型は、興福寺北円堂の延暦九年(七九一)造像の四天王立像や同寺東金堂の四天王立像など、奈良時代の最末期から平安時代初期の作例に見られる。ただそれらは、より鎧の内側の体軀が充満して重量感と力

感にあふれ、腕を大きく動かして袖も翻る躍動感ある立ち姿を見せており、表現の傾向に違いもある。例えば弘福寺像のほとんどが当初の腕部を失っておりその運動性を比較することはかなわないが、当初の腕の一部が残る①子神像・⑤辰神像・⑧末神像を見る限りは、腕は身体に近いところで構え、おとなしい印象である。また面貌表現も、興福寺の両四天王像では眼鼻口を極端に大きくデフォルメして迫力と諧謔味を表出しているのに対して、弘福寺像が静謐で整いがあり怒りを抑えた表情を見せており、この点においても違いがある。こうした立ち姿や面貌表現のおとなしいさまは、興福寺の両四天王像の表現が穏健化した作例(例えば仁和四年(八八八)造像の仁和寺増長天・多聞天立像など)とも異なる洗練されたものといえ、本群像に連なる別の様式の展開を検討する必要がある。

本十二神将像の表現の特徴を、奈良時代後期造像の唐招提寺講堂持国天立像・増長天立像や大安寺四天王立像との比較の中で確認したい。

唐招提寺持国天立像(図17)・増長天立像(図18)は、それぞれ頭体通してカヤの一材より彫出し、現状後補の邪鬼上に足柄(共木)によって立つ⁴⁾。増長天立像は革鎧の下の筋肉が隆々として充実し、引き締まった体軀で、腰を捻り片膝を曲げた動きのある立ち姿にもゆるみがない。甲冑に表された精緻な意匠は洗練されたもので、盛唐期の石彫天部像に類似するものがあり、鑑真在世時の八世紀後半の造像と理解される。一方で持国天立像は、増長天立像と比べて体軀の引き締まりにややゆるみが生じ、腰をわずかにひねる動きにも上半身と下半身の連関が徹底されず、全体として動きのおとなしい穏やかな印象を受ける。この二体と本来一具であったと考えられる二天像が金剛山寺に伝来しており、当初の頭部を失い、体部も複雑に切り離して改造を受けているものの、復元された姿は作風や特徴的な甲冑の意匠など、先の二像のそれぞれと共通する⁵⁾。

大安寺四天王立像は、それぞれ頭体通して台座を含みカヤの一材より彫出し、両腕を別材製（一部は根幹材と共木）とする。作風には違いがあつて各像間で造像の経緯が異なるものと想定されている。⁶⁾このうち多聞天立像（図19）が最も出来映えに優れ、充実して引き締まった体軀の表現や胸甲の精緻な文様も含め、唐招提寺増長天立像と並ぶ高い水準の造形を示す。持国天立像（図20）はほぼ直立した動きの少ない体勢で、多聞天立像と比べて憤怒の表情にも誇張が少なく控えめで、穏やかな印象である。増長天立像（図21）と広目天立像（図22）は面貌表現や甲冑の細部表現に共通性があり一具の作で、腰の位置が低く、重心が下がって軽快さを減じた立ち姿を見せる。

このように唐招提寺像と大安寺像を通覧すると、奈良時代後期～末期の神将形像の作風は一樣ではなく、新たに受容された大陸風の厳しさと緊張感を伴う表現とともに、そうした様式の学習とそれが未消化な表現が混在していることが理解される。そうしたなかで、さらに弘福寺十二神将像にみられた、誇張の少ない整った憤怒表現と控えめな体軀の動勢という特徴に着目すれば、唐招提寺増長天立像と大安寺持国天立像との類似がうかがえる（図23）。

唐招提寺増長天立像に見られる上半身と下半身の捻りにやや連関を欠いた立ち姿は、①子神像・④卯神像・⑤辰神像・⑥巳神像・⑧未神像・⑪戌神像にみられ、直立する③寅神像・⑨申神像の立ち姿は、腰回りが横に張り出さない引き締まった立体表現も含め大安寺持国天立像に近い。細部形式に着目すれば①子神像のW字形の襟甲は唐招提寺像、大安寺像ともに確認でき、胸甲を吊るベルトも含めた組み合わせも含めてその形状は唐招提寺像がより近似する。ここではこうした比較において、弘福寺十二神将立像の表現が、奈良時代後期～末期の神将形像と類似する部分があることを確認しておきたい。

ただし考慮すべき点として、奈良時代神将形像の大きな特色である甲冑表面の装飾文様が、弘福寺十二神将像ではほとんどみられないことは明確な相違点

で、それを様式の単純化・簡素化と捉えれば、造像時期を下降させる要因とも捉えうる。また台座を共木とせず足柄を設けて立たせることも、唐招提寺像・金剛山寺像の当初のあり方が確定していないものの、奈良時代木彫像の傾向とは異なることも確かである。さらに他例との比較を行いたい。

鶏足寺十二神将立像は、現状では冑を付けるその1像（図24）、髻を表すその2像（図25）、顔を右に向けるその3像（図26）の三軀が伝わり、木心乾漆の技法によって造像され、面部は木彫主体となる。それぞれやや頭部の大きい体型で（およそ四・五頭身）、憤怒相に誇張が少なく、甲締具と腰帯で胴を絞り、胸回りや腰回りに厚みがあつて充実した量感を示す。動勢は控えめではあるが、立ち姿には緊張感があつて緩みがない。この三軀については七八〇年代から七九〇年を前後する時期の造像とする見解が提示されており、奈良時代末～平安時代初期の作例となる。先に問題とした甲冑表面の装飾は、その1像の冑にみられるほかは、三軀とも革鎧には表されておらず、総体としてシンプルな印象となっている点も弘福寺像と近い。

甲冑形式は、唐式甲制に基づきつつ、服制の細部形式（例えば胸甲の装飾、腰帯・ベルトの選択、袴裾の処理の仕方など）を各像間で変えて単調にしないことや、その2像のW字形の襟甲とその中央の花形飾、そして胸甲を吊る革バンドの表現が①子神像とよく似ること、また三軀ともに両足間に先を尖らせて垂らす裙裾の表現が弘福寺像の各像ともに特徴的に見られることなど、類似するところが多い。

面貌に注目すると、その1像と同様に冑を付ける①子神像とは、顎の張った四角張った輪郭に、眉尻を上げ、控えめな瞋目と、口をへしめるかたちなどよく似た傾向を示し、②丑神像、④卯神像とも同様に近似する（図27）。その2像と同様に髻を結う③寅神像や亥神像とは、顎の張りをやや抑えてすっきりとした輪郭を示し、眉の吊り上がる程度に相違はあるが、抑制された瞋怒の表情

に似通う部分があり、左右に薄く引き締めた口の表現は⑨申神像に近似する(図28)。木彫と木心乾漆の技法の違いはあれども、鶏足寺像でも木彫主体となる面貌表現の類似を踏まえれば、両者の造像様式は近似したものであり、造像時期にも大きな径庭はないものと判断される。

こうした比較検討を踏まえて、弘福寺十二神将立像については、奈良時代後期における神将形像の様式を踏襲しつつ、平安時代初期の短軀の体型をも示す過渡期の作例といえ、奈良時代末期から平安時代初期にかけて、およそ八世紀末～九世紀初めごろの造像と判断したい。

なお、本群像に見られるような頭部の比率の大きい短軀の表現で、類似する甲冑表現を見せる古例として奈良市南明寺の四天王立像がある。頭体通して台座を含んで針葉樹の一木から彫出して、像高は六八・九cm～七七・二cmを計る。憤怒の表情は誇張されて諧謔味があり、動きも大きく躍動感がある。様式的には弘福寺像よりも進んでおり、先行研究では一〇世紀～一一世紀前半の造像とし⁸⁾、奈良市指定文化財の指定時においては平安前期(九世紀)の特徴が受け継がれた一〇世紀の作とする。こうした南都における平安時代前期神将形像の展開を考える上においても、先行する弘福寺像の存在は大きな意味を持つ。派生して検討が必要な問題といえる。

三、薬師如来立像・十二神将立像の伝来について

1、薬師如来立像の詳細

弘福寺本堂の中央須弥壇上、本尊像の左脇に安置される薬師如来立像(図29)について詳細を確認する。

(一) 法量(単位cm)

像高	八五・〇	髮際高	七七・二
頂一顎	一六・四	面長	九・五
面幅	一〇・〇	耳張	一二・三
面奥	一二・〇	肘張	二一・六
胸厚(右)	一一・四	胸厚(左)	一〇・〇
腹厚	一二・二	袖張	一八・二
裾張	一五・一	足先開(外)	一一・五
足先開(内)	三・八		

(二) 形状

頭部に肉髻相を表す。地髻部六段、肉髻部七段、髮際二五粒を数える。肉髻珠、白毫相を表し、耳朶不貫。大衣をまとい、右肩に覆肩衣を着ける。左手は屈臂し、掌上にして薬壺を執る。右手屈臂し、胸前で掌を前にし五指を伸ばす。裙を着け、蓮華座上に直立する。

(三) 品質構造

頭部と体部の腹部付近までをヒノキの一材から木取りし、前面の左脇から右腰と左腰に至る三角形に左右二材を矧ぎ足し、背面の右脇から左腰に至る三角形形状に材を矧ぎ寄せ、木屎漆で成形し、腰から地付き部までに一材を矧ぎ寄せる。両肩から両袖を含み裾に至る各体側部材を矧ぎ、体幹部材との間にマチ材(幅一・三cm)を挟む。右袖先に別材を矧ぐ。鼻先、両耳、両手先、持物、両足先、両足柄別材製。像表面は下層に白土下地があり、現状その上に胡粉下地と漆下地を施して、古色仕上げとする。持物は漆箔仕上げ。肉髻珠・白毫水晶製。

(四) 保存状態

鼻先、両耳、体部前面腹部付近三角形の左右二材、背面腰付近三角形の材、腰から下、両体側部材及び体幹部材との間のマチ材、右袖先、両手先、持物、両足先、両足柄、表面仕上、以上後補。根幹部材のうち後頭部右端と背部

右側に炭化痕跡あり。

弘福寺十二神將立像が随侍する主尊像である。現状、像全体を後補材が覆う状況であるが、頭部と体部の根幹部分については、前面の腹下、背面の腰部付近まで古い部材が残る。この当初部材は朽損が進んで表面が荒れており、背面部では焼損痕が確認できる。

体幹部材について表面から把握すると、朽損して上半身だけとなり（あるいは当初像が坐像であった可能性もある）、地付き部分も不整形に断面が斜めとなった一木造の如来像に、材を多数矧ぎ足して現状の姿としてみるとみられる。当初の如来像は肉髻と地髪部の段差が緩やかな表現から、平安時代後期、一世紀ごろまで遡る可能性がある。螺髪は大ぶり、後頭部では表現を省略するなど細部に拘泥しないおらかなところがある。

後補部材のうち下半身は、材の幅が狭く極端な細身で、内側の身体性に欠けるところがあるが、一方でリズムカルに並べた衣紋には弾力があり、また鑄立つところもあって、中世彫刻的な特徴も有する。体幹部のうち後頭部と背面右方の焼損痕から、室町時代後期（一六世紀前半ごろ）の火災の際に被災し、その後大幅な補修を受けたものとみられる。別材製の右耳の表現が十二神將立像のうち⑨申神像の後補の左耳と共通しているので、室町時代後期から江戸時代初期ごろにかけての、同時期の修理と判断される。さらに江戸時代に台座や持物が補われ、像表面等についても重ねて補修されているものと見られる。

2、史料にみる弘福寺（川原寺）の薬師如来と十二神將

弘福寺（川原寺）において薬師如来像・十二神將像の存在を示す史料について、断片的であるが確認しておきたい。まず早い事例として、建保四年

（二二二六）書写の『諸寺建立次第』の次の記事がある。⁹⁾

河原寺

敏達天皇御宇十三年春二月、蘇我大臣建立之、
金堂十一面像、丈六、又有三重塔、八大明王、又東有薬師仏并十二神將、
此寺ハ弘法大師ノ舊跡也、後移高野寺、從百濟国持來弥勒仏也、像有東塔
内

同様の内容を示すものとして、文暦二年（一二三五）以降成立の原本を康永四年（一三四五）に書写した護国寺本『諸寺縁起集』には、

河原寺又云弘福寺

金堂、中尊十一面丈六化人作、又有三重塔、八大明王、又東有薬師像并
十二神將、此寺ハ弘法大師ノ舊跡、後移高野寺辺云々、甲辰歲從百濟国持
來弥勒立像七八寸許、今有東塔文、敏達天皇十三年春二月、蘇我大臣始造
寺文

とある。¹⁰⁾ 諸本間で記載のあり方に違いがあり、東京国立博物館本『諸寺縁起集』（室町時代）では、

河原寺号弘福寺 東寺末寺也 大和国高市郡

件寺者在橋寺北、敏達天皇十三年二月蘇我大臣建立、金堂安丈六十一面觀
音

三重塔

在八大明王像、又東仁在薬師仏并十二神將、抑此寺者弘法大師舊跡也、後
移高野寺、自百濟国持來弥勒□像、在東塔内

とする。¹¹⁾

弘福寺（川原寺）は、九世紀後半から一〇世紀初めごろの間に火災があったとみられ、また建久二年（一一九一）にも火災があった（『玉葉』建久二年五月二日条）。『諸寺建立次第』に示されるのは、その後の様相と見られる。この

ころ弘福寺（川原寺）には金堂とともに三重塔があり、その塔内に特殊な尊格である八大明王像とともに、東方の一角に薬師如来と十二神将像が安置されていたことがわかる。狭い塔内の東面にまともて安置されている群像であり、各像の大きさは小ぶりであるものと推察され、この点は本稿で紹介した十二神将像と条件は一致する。薬師如来像についても平安時代後期の作例であるから、ここに記載されている像と現存像が関連する可能性はある。

大きく降って、近世初頭ごろの弘福寺（川原寺）の様子をうかがうことができる史料に「午年諸寺参詣記」がある。保井芳太郎『大和上代寺院史』において部分的に引用されているもので、筆者保井の架蔵本とみられ、同書の岡寺の項でも引用されるが（ただし書名は「午年大和参詣記」となる）、現在のところ原本の所在は不明である。引用部分は、

橋寺ヨリ一町余北ノ方田ノ中ニ堂跡ノ石スヘアリ、所ノ者ニ尋ヌルニ東ノ方石ズヘハ塔ノ跡、西方ハ薬師堂ノ跡、北ノ方ハ観音堂ノ跡也、此観音ハ長谷寺観音ト同作ノ由、八十年已前マデハ堂在也、雷火ニテ焼之由申也、只今草庵有之、塔ノ跡ト云ハ只今元興寺ノ塔ノ跡カ、橋寺ノ塔ヲ元興寺ヘ引由、其塔ノ跡ニテモ可有也、観音堂ノ前ニ昔ノ石□□外有申也。

とあって、近世初頭における寺内と周辺の状態を伝える。これによれば本参詣記が記された近世初頭から八〇年前、戦国時代、一六世紀前半ごろに弘福寺（川原寺）では雷火による火災が発生し、その後は草庵を残すのみであったが、かつての西金堂の礎石がある場所に薬師堂の跡があるとしている。この堂跡こそが、薬師如来と十二神将像のかつての安置堂宇と推察される。

延宝九年（一六七九）に成立した『和州旧跡幽考』（大和名所記）の川原寺条には、「橋寺乃二町ばかり北、むかし乃礎石あり、草室一宇古仏乃二天ならびに十二天乃像あり」とあって、その景観は「午年諸寺参詣記」と同様で、かつ二天像とともに十二神将像の存在を明確に伝えている。

そして、本稿で紹介した十二神将立像のうち⑧未神像の台座墨書銘に「正徳二壬辰年六月吉日／十二神将座／再興／栄長／高市郡川原村弘福寺」とあって、正徳二年（一七一二）の段階で、川原村の弘福寺に本群像が所在したことを確認できる。

このように弘福寺においては中世を通じて薬師信仰の場が継承され、近世以降も仏像群が確かに引き継がれてきた状況を確認した。日本屈指の古い十二神将像が、火災や破損をくぐり抜け、その群像の大半を留めながら今日に継承されたのは、単なる偶然とはいえない。弘福寺の歴史上、薬師信仰の場やその対象となる仏像に、特別な意味があった可能性がある。さらに弘福寺における薬師信仰の場について確認したい。

3、弘福寺（川原寺）における薬師悔過と伊予親王慰霊

古代の弘福寺における薬師信仰としては、『日本書紀』朱鳥元年（六八六）五月条に、天武天皇の危篤に際して川原寺で薬師経（薬師如来本願経）を説かせた記事が見られるのが早いものである。天皇不予にあたって薬師如来に祈願するありかたは、川原寺に限らず散見される^⑬。

十二神将立像との関係で注目されるのは『類従国史』天長四年（八二七）正月丁卯条で、淳和天皇の勅により、高市郡内の贈皇后藤原旅子の墾田一〇町を一代限りで橋寺に施入して春秋悔過料とし、綿三百屯をもとに川原寺で誦経を行なったこと、平安京の東寺・西寺にもそれぞれ四〇人の僧をもって薬師悔過を修したことが記される。

この橋寺と川原寺での悔過・誦経は、空海の漢詩文集である『性霊集』巻六「天長皇帝為故中務卿親王捨田及道場支具入橋寺願文」に、天長四（八二七）に淳和天皇が異母弟伊予親王のために田地と道場を橋寺に施入し、薬師如来像

と脇侍日光・月光菩薩像を造像して、また金文蓮華法曼荼羅を写し、空海（真言）・豊安（律）・施平（法相）・泰演（法相）・玄叡（三論）・明福（法相）など二〇名によって法華経論議を行ったことが記される。これにより先の記事の橘寺の悔過と川原寺の誦経も、東寺・西寺と同様に薬師悔過であるとみられること、そしてその目的が、大同二年（八〇七）に川原寺に幽閉され飲食を絶たれたのちに母藤原吉子とともに自ら命を絶った伊予親王の冥福を祈る目的でなされたことが分かる。

願文内容は、密教の教義を踏まえ、淳和天皇の伊予親王への追慕の情、天皇及び一切衆生の現当福利を願った内容で、用語や言い回しには空海願文の特徴がよく現れているものと評価され、この追善供養に空海が主導的に関わったことは事実といえる。追善仏事の法華八講（四日八講）であり、各宗の高僧が出仕していることから、怨霊として畏怖された伊予親王母子の霊を慰撫するためのものとの見解があり、首肯される。

このように淳和天皇の時期の川原寺と橘寺は伊予親王慰霊の寺院となっていたとみられ、空海に下賜された東寺でもこのとき同時に薬師悔過が行われているように、その鎮魂の仏事には空海が大きく関与している。空海は早良親王が幽閉された乙訓寺の修造と供養にも関わり、こうした御霊慰撫の役割を求められていたとの評価がある。空海のうち、真雅、真然、聖宝、観賢などの真言僧が弘福寺（川原寺）を領し、東寺の末寺として推移したのは、この悔過を契機とする可能性が高い。

天長四年（八二七）の薬師悔過に際して造像された薬師三尊像は橘寺に施入されているが、伊予親王自害の地である川原寺でも綿三〇〇屯（約一二五kg）を経費とした規模の大きな誦経（薬師悔過と一連の法要と見られる）が行われているように、ここでの法要の中心となる本尊像はすでに存在していた。なお川原寺の中金堂本尊を薬師如来とする見解があるが、これは先に見た『諸寺建

立次第』の三重塔安置の薬師十二神将の存在に基づいており、他の根拠を得られない。

承和二年（八三五）、空海弟子真雅が弘福寺別当となった後、『続日本後紀』承和四年（八三七）四月丁巳条に天地災異を除くため、昼は大般若経を読み、夜は薬師悔過を行う二〇寺の中に弘福寺がある。二〇寺は梵釈寺・崇福寺・東西両寺・東大寺・興福寺・新薬師寺・元興寺・大安寺・薬師寺・西大寺・唐招提寺・本元興寺・弘福寺・法隆寺・四天王寺・延暦寺・神護寺・聖神寺・常住寺となる。南都十大寺のなかの序列は低くなっているものの、弘福寺が薬師悔過の場として国家的な立場をなお保っていることを確認できる。

このように確認すると、九世紀の弘福寺（川原寺）では、伊予親王慰霊とも結びつくとみられる、薬師悔過の場と本尊が継承されていたようすが見える。こうした状況をふまえ、当該時期には造像されていた本稿で紹介した十二神将像については、弘福寺における悔過の場に安置されていた群像であった可能性を想定したい。

史料が限られる中においては、十二神将像が造像された契機自体を大同二年（八〇七）伊予親王没後の供養と短絡的に結びつけることはできないが、少なくとも空海以後に弘福寺が真言寺院化し東寺末として継承されるなか、空海による伊予親王慰撫の悔過像という由緒が、古代・中世を通じて本群像を伝世させる原動力となったのではなかったかと想像される。

再度先に示した「高市郡甲 奈良県宝物及貴重品台帳進達書」収載の「宝物及貴重品台帳／高市郡高市村川原／弘福寺」を確認すると、同台帳には弘福寺伝来の仏像の作者について寺伝を示しているが、本尊である十一面観音立像を恵心僧都作とする一方、古来弘福寺に伝来してきたことを先に確かめた持国天、多聞天、十二神将、薬師如来については弘法大師作とし、その他は不詳としている。すなわち近代に至ってもなお、選択的に弘法大師伝承が付随しているわ

けであり、こうした言説もまた、弘福寺十二神将立像の造像・使用・継承を巡るかつての記憶の痕跡を伝えるものと目されるのである。

おわりに

本稿では弘福寺に伝来した十二神将立像について、その詳細を紹介し、様式形式の検討から奈良時代末～平安時代初期、八世紀末～九世紀初めごろの造像と位置づけた。また弘福寺（川原寺）に関する中世・近世史料にその存在を確認するとともに、空海による伊予親王慰霊の場と薬師悔過とも関わる可能性についても示して、その伝来の背景について私見を述べた。

十二神将像の古例としてはもとより、奈良時代末～平安時代初期の神将形像に多数の新たな作例を加えるものであり、彫刻史研究上における意義は大きいものと考えられる。一方でその図像面での根拠や造像背景については、なお明快には論じ得なかった。さらに調査研究を重ねたい。

注

- (1) 鈴木喜博「51 十二神将立像」（奈良県立万葉文化館編『大飛鳥展』、奈良県立万葉文化館、二〇一一年）。
- (2) 注(1)に同じ。
- (3) 伊東史朗「東寺食堂四天王像について―図像と技法から見た聖宝、会理時代」（『國華』一一三三、一九九八年、同『平安時代彫刻史の研究』（名古屋大学出版会、二〇〇〇年）に所収）
- (4) 齊藤孝「持国天立像 講堂所在／増長天立像 講堂所在」（奈良六六寺大観刊行会編『奈良六六寺大観 唐招提寺二』、岩波書店、一九七二年）では両像ともに足柄を共木とする」と報告される。
- (5) 奈良県教育委員会文化財保存課編『修理報告 金剛山寺の二天像』（金剛山寺、二〇〇三）

- (6) 田邊三郎助「四天王立像」（太田博太郎編『大和古寺大観 第三卷』、岩波書店、一九七七年）、友鳴利英「大安寺四天王像序論―広目天像の形姿復元と大刀を突く神将像―」（『文化財学報』二五、二〇〇七年）
- (7) 高梨純次「滋賀・鶏足寺の木心乾漆造十二神将立像について―その制作年代の推定」（『MUSEUM』四三七、一九八七、同『近江の古像』（思文閣、二〇一四）に収録）
- (8) 「9 木造四天王立像 四軀」（奈良市教育委員会編『奈良市の佛像 奈良市彫刻調査報告書』、奈良市教育委員会、一九八七年）
- (9) 「諸寺建立次第」（藤田経世編『校刊美術史料寺院編上巻』（中央公論美術出版、一九七二年）
- (10) 「諸寺縁起集 護国寺本」（藤田経世編『校刊美術史料寺院編上巻』（中央公論美術出版、一九七二年）
- (11) 東京国立博物館本『諸寺縁起集』（列品番号QA4004.2、画像番号E0066604）
- (12) 保井芳太郎『大和上代寺院史』（大和史学会、一九三三）
- (13) 渡辺安治『平安時代初期の薬師修法』（『人文論究』四二、一九九二）
- (14) 山本真吾「空海作願文の表現世界―伊予親王関連願文を中心に―」（『人文論叢』三重大学人文学部文化科学研究紀要）八、一九九一年）
- (15) 武内孝善「弘法大師と法華講会―『天長皇帝為故中務卿親王講法華経願文』考―」（『中川善教先生頌徳祈念論集 仏教と文化』、同朋社、一九八三年、同『空海伝の研究―後半生の軌跡と思想―』（吉川弘文館、二〇一五年）に所収）
- (16) 西本昌弘「文献史料からみた川原寺」（関西大学文学部考古学研究室国際シンポジウム実行委員会編集・発行『国際シンポジウム 飛鳥・川原寺裏山遺跡と東アジア資料集』（二〇一二年）
- (17) 櫻木潤「嵯峨・淳和期の「御霊」慰撫―『性霊集』伊予親王追善願文を中心に―」（『仏教史研究』四七―二、二〇〇五年）
- (18) 武内孝善「弘福寺別当について」（『宗教研究』三一―一、一九九七年、同『空海伝の研究―後半生の軌跡と思想―』（吉川弘文館、二〇一五年）に所収）
- (19) 松木裕美「川原寺の創立―その安置仏像と国家仏教―」（林陸朗・鈴木晴民編『日本古代の国家と祭儀』、雄山閣出版、一九九六年）
- (20) 「高市郡甲 奈良県宝物及貴重品台帳進達書」（奈良県庁文書、I-M4528） 収載の「宝物

及貴重品台帳／高市郡高市村川原／弘福寺」に記される仏像八件の記述内容について次に示す。冒頭数字は便宜的に付し、傍線は筆者による。

①「番号 壹／種類 仏体／名称 十一面観世音菩薩／員数 壹／所在 奈良県高市郡高市村大字川原 新義真言宗豊山派弘福寺／品質 金箔木仏／形状 立像／寸尺 二尺八寸／作者伝来 不詳（寺伝恵心僧都）／備考 鎌倉時代」（写真添付）

②「番号 弐／種類 仏体／名称 持国天／員数 壹／所在 奈良県高市郡高市村大字川原 新義真言宗豊山派弘福寺／品質 木心／形状 立像／寸尺 七尺／作者伝来 寺伝弘法大師／備考 彫刻鬼台上ニアリ右手ニ大刀ヲ持ツ、頭部右肩背部両足右袂先欠損左腕付根離ル兩腕手先ニ至ル大刀各後補、明示三十四年八月国宝ニ編入明治四十一年内務大臣出陳命令ニ付奈良帝室博物館へ出陳」

③「番号 参／種類 仏体／名称 多聞天／員数 壹／所在 奈良県高市郡高市村大字川原 新義真言宗豊山派弘福寺／品質 木心／形状 立像／寸尺 七尺／作者伝来 寺伝弘法大師／備考 彫刻鬼台上ニアリ左掌ニ小塔ヲ載セ右手ニ戟ヲ持ツ、輪後背各木造輪廓中ニ火焰ニアリ、但朱塗柄上部木下部竹、長七尺但鬼台共、刀身長二尺二寸、柄長四寸七分、塔高六寸四分、戟先長八寸五分、後背徑壹尺五寸八分、柄長木壹尺八寸竹四尺九寸各朽損堅割数條アリ、明示三十四年八月国宝ニ編入、明治四十一年内務大臣出陳命令ニ付奈良帝室博物館へ出陳」

④「番号 四／種類 仏体／名称 十二神将／員数 拾壹／品質 木心／形状 立像／寸尺 貳尺七寸／重量 約壹貫五百匁／作者伝来 寺伝弘法大師」

⑤「薬師如来 壹体／木心立像 参尺七寸／作者寺伝弘法大師」

⑥「阿弥陀如来 壹体／木心立像 二尺八寸／作者不詳」

⑦「弘法大師 壹体／石坐像 一尺五寸／作者不詳」

⑧「役小角 一体／木坐像 一尺五寸／作者不詳」

【付記】 本稿執筆にあたり、弘福寺扇谷明英住職から格別のご高配を得た。また写真掲載にあたり、大安寺、唐招提寺、奈良県立図書館、奈良国立博物館（五〇音順）よりご配慮を賜った。記して謝意を表す。

【図版出典】

図1～図16、図23、図27～図29 筆者撮影

図17～図22、図23（二部）奈良国立博物館提供
 図24～図26、図27（二部）、図28（一部）本間紀男『X線による木心乾漆像の研究（別冊）』（美術出版社、一九八七年）

別表 弘福寺十二神将立像法量一覽（単位cm）

	子神 像	丑神 像	寅神 像	卯神 像	辰神 像	巳神 像	午神 像	未神 像	申神 像	酉神 像	戌神 像	亥神 像
像高	61.7	59.7	62.5	60.3	59.3	59.6	62.9	58.5	59.3	54.0	61.7	58.2
髮際高	55.6	54.2	54.6	53.9	55.5	51.3	54.7	53.9	55.2	47.4	54.9	54.0
頂一顎	15.2	14.2	17.5	15.7	13.8	15.3	-	15.5	13.8	14.1	17.0	13.4
面長	8.5	8.9	8.7	8.6	9.5	8.1	-	8.8	8.2	6.3	9.1	8.1
面幅	8.1	8.2	8.2	8.0	7.7	6.3	-	6.9	8.3	5.8	8.2	7.7
耳張	10.5	10.4	9.8	10.7	9.3	9.4	-	9.0	9.2	8.3	10.5	10.1
面奥	11.7	12.7	11.2	13.0	11.2	11.3	-	11.3	12.3	9.7	11.1	10.8
肘張	30.3	28.7	27.3	27.3	27.3	35.6	-	25.8	23.7	30.7	35.8	27.2
胸厚（右）	14.0	12.0	11.9	12.5	11.8	13.2	-	12.0	11.5	9.5	13.2	13.4
胸厚（左）	13.4	13.4	12.2	12.6	12.2	13.1	-	12.9	13.2	9.8	11.8	11.7
腹厚	15.3	14.3	14.0	14.0	13.7	14.0	-	12.7	13.6	10.3	11.7	12.0
足先開（内）	14.5	14.4	7.5	12.1	11.8	11.7	-	16.8	6.9	12.5	8.3	17.6
足先開（外）	18.5	19.7	13.6	16.7	17.2	16.8	-	21.7	13.8	16.5	16.0	22.3



图 1 - 1 ①子神像

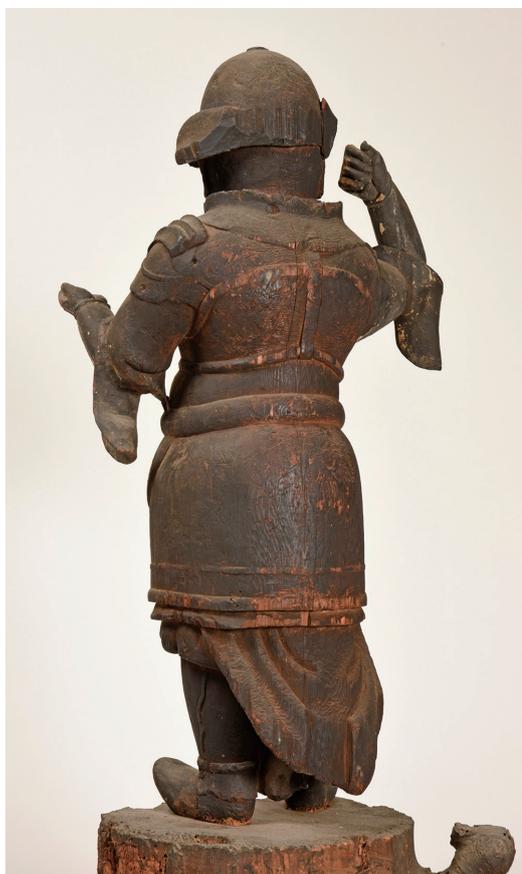
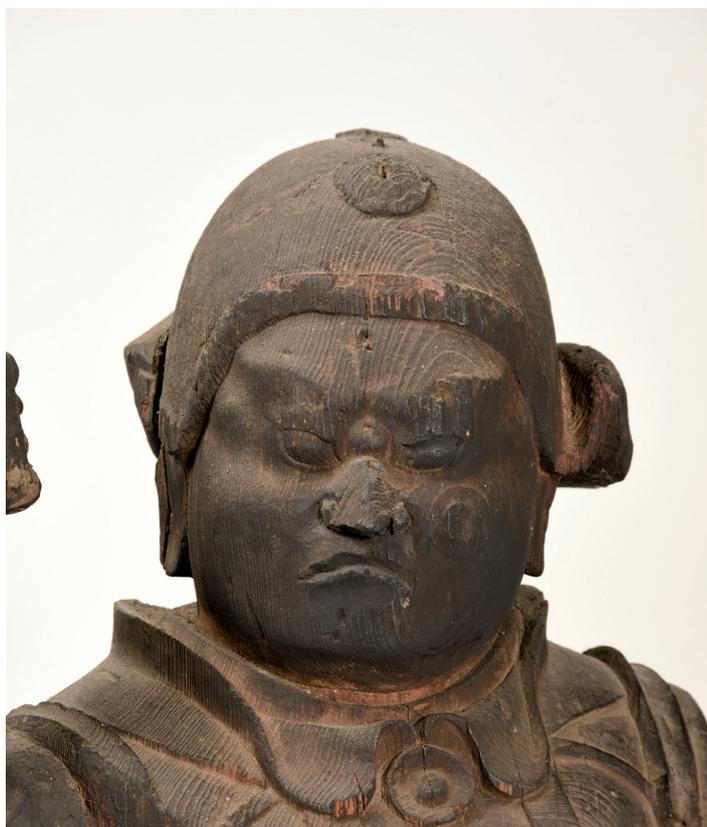


图1-2 ①子神像

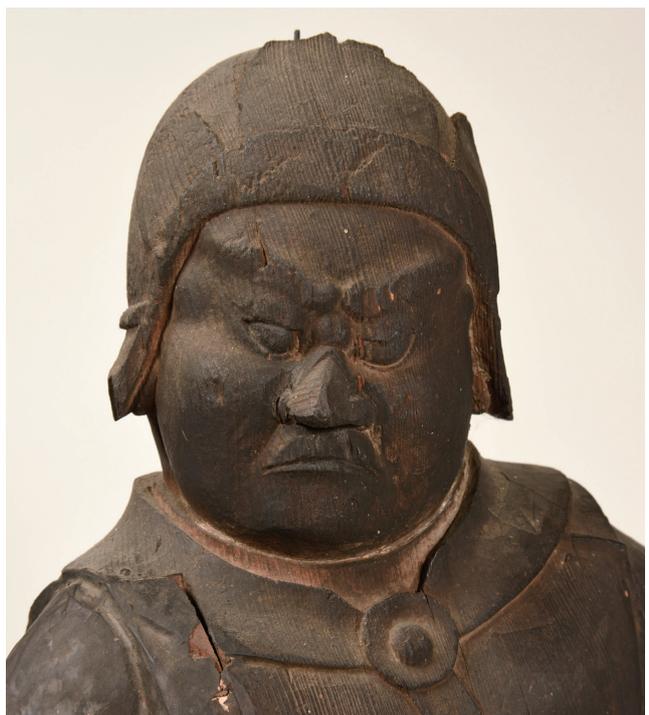


图 2 - 1 ②丑神像

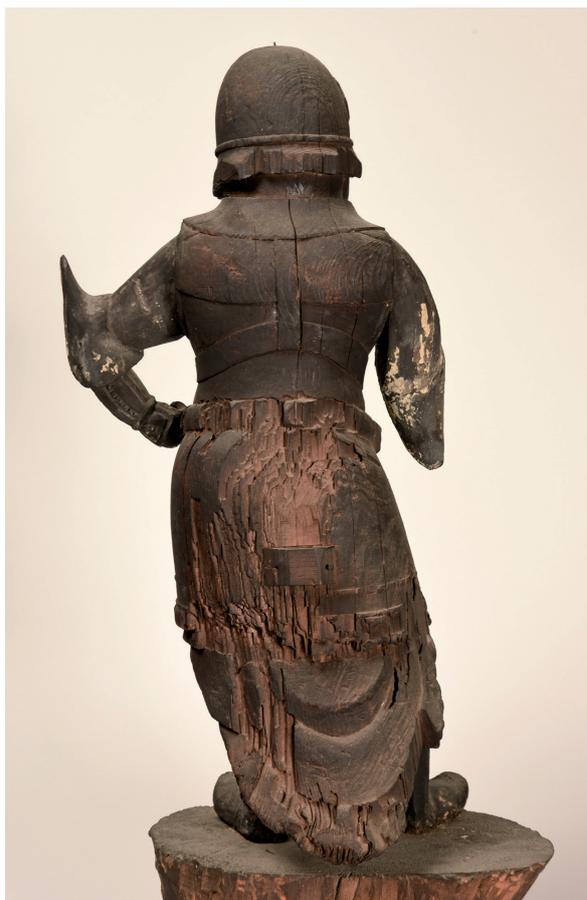


图 2 - 2 ②丑神像

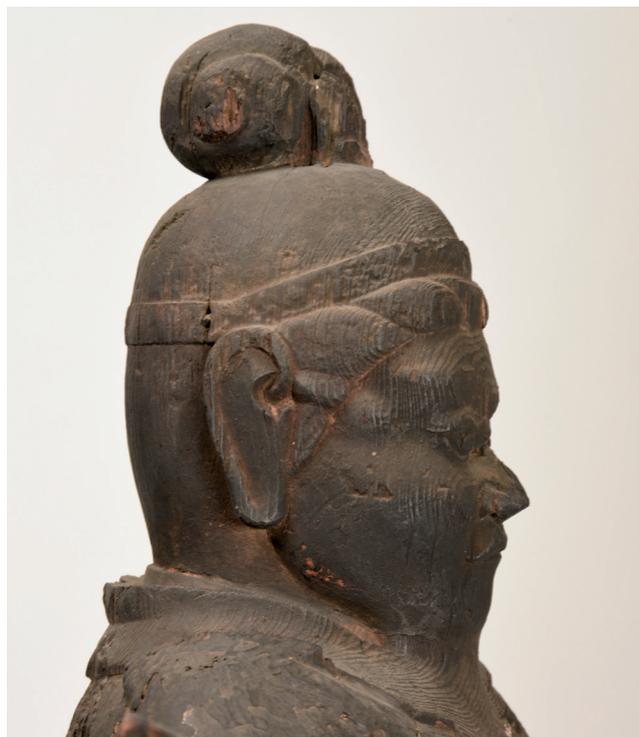


图3-1 ③寅神像



图3-2 ③寅神像



图4-1 ④卯神像



图 4 - 2 ④卯神像



图5 ⑤辰神像



图6 ⑥巴神像

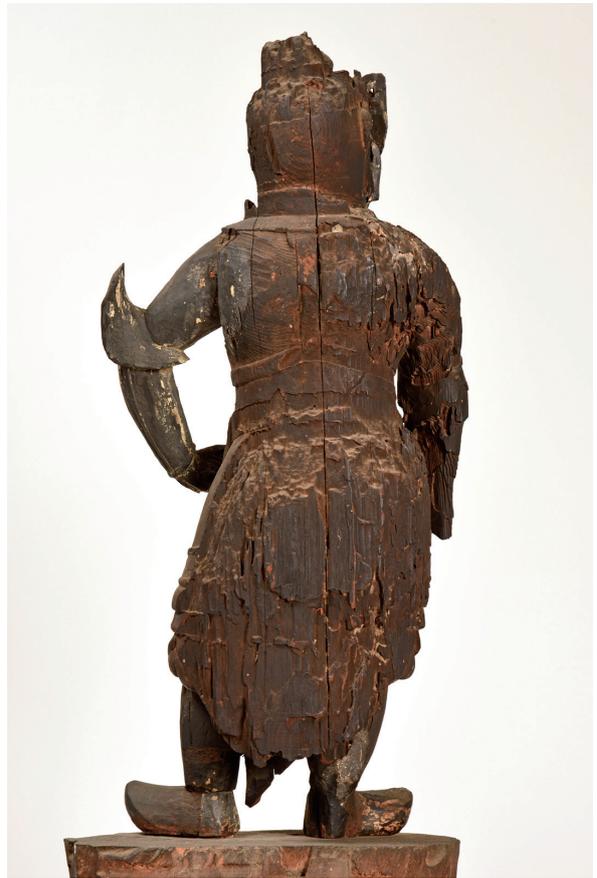


图8 ⑧末神像



图9-1 ⑨申神像



图9-2 ⑨申神像

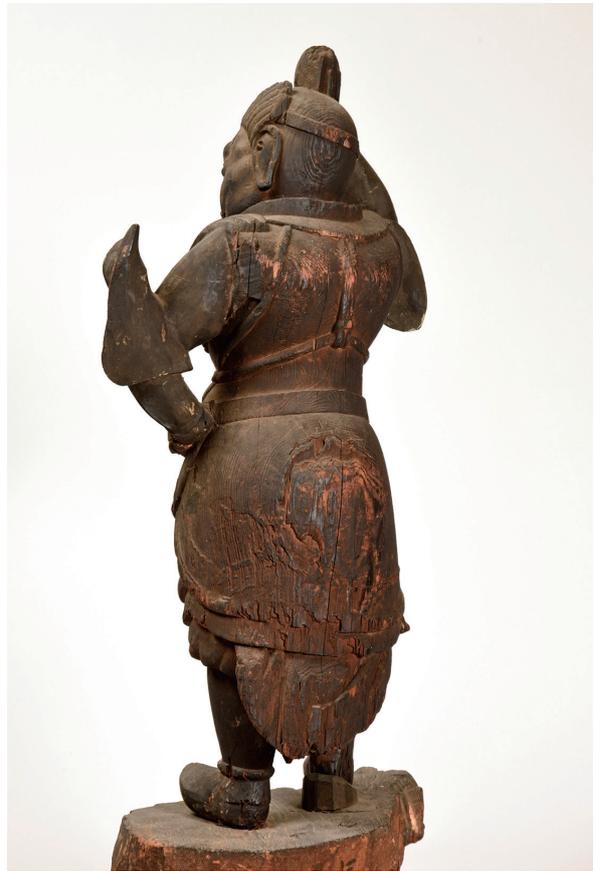


图11 - 1 ①戌神像

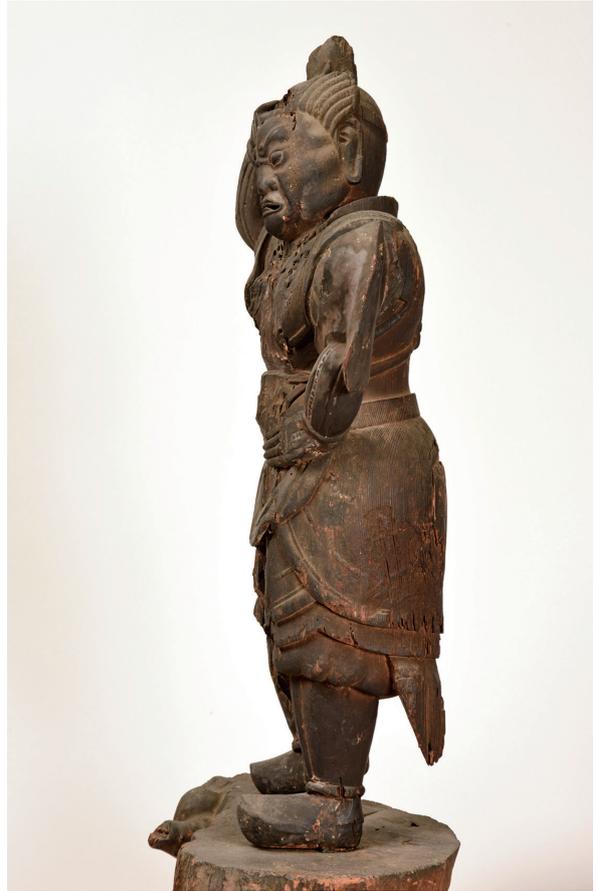


图11 - 2 ①戌神像



图12 - 1 ⑫亥神像



图12 - 2 ⑫亥神像



图7 ⑦午神像



图10 ⑩西神像

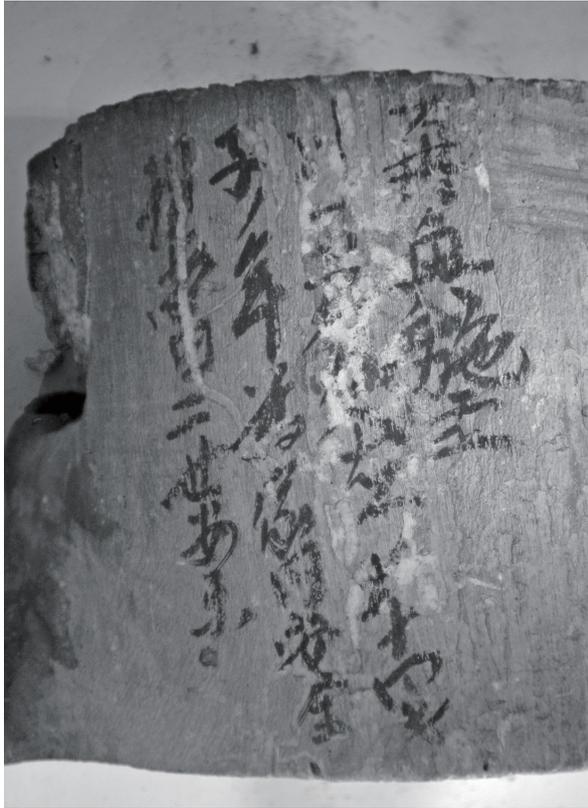


图13 - 2 ①子神像台座側面墨書 (赤外線撮影)



图13 - 1 ①子神像台座底面墨書

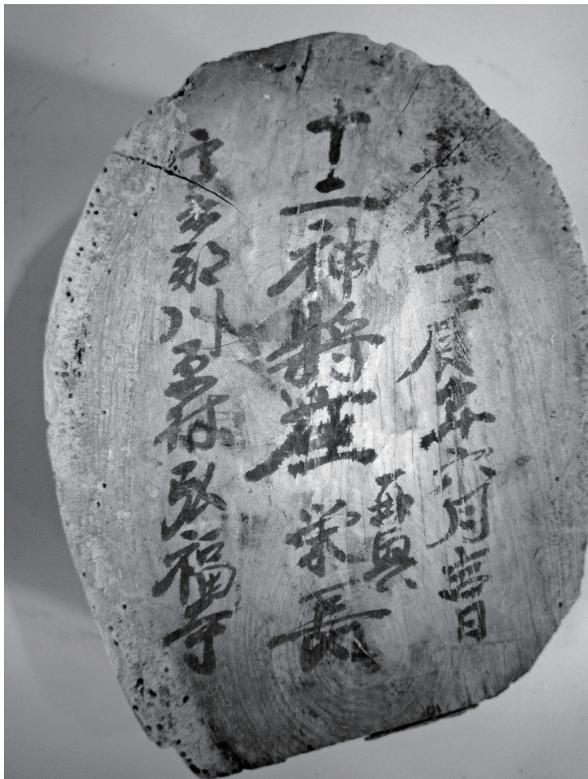


图13 - 4 ⑧末神像台座底面墨書 (赤外線撮影)

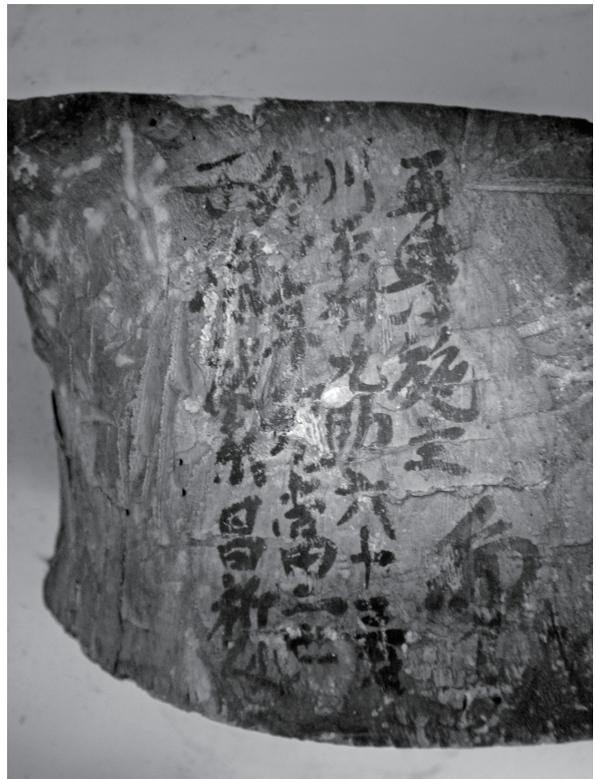


图13 - 3 ④卯神像台座側面墨書 (赤外線撮影)

图13 十二神將立像台座墨書



図14 大正元年宝物及貴重品台帳目録所収の十二神将立像古写真



参考 弘福寺十二神将立像（当初像10軀）



图15 持国天立像



图16 多聞天立像



图18 唐招提寺增長天立像



图17 唐招提寺持国天立像



图20 大安寺持国天立像



图19 大安寺多聞天立像



图22 大安寺広目天立像



图21 大安寺増長天立像



③寅神像



大安寺持国天立像



唐招提寺増長天立像



⑨申神像



①子神像



④卯神像



②丑神像



⑥巳神像



⑤辰神像

図23 唐招提寺像・大安寺像と弘福寺像の比較



図26 鶏足寺・その3像



図25 鶏足寺・その2像



図24 鶏足寺・その1像





①子神像



鶏足寺その1像



②丑神像



④卯神像

図27 鶏足寺十二神将立像のうちその1像と弘福寺像の面部比較



③寅神像



鶏足寺その2像



⑫亥神像



⑨申神像

図28 鶏足寺十二神将立像のうちその2像と弘福寺像の面部比較



图29 藥師如來立像